

令和5年度鞍手町議会第4回定例会会議録（第3号）						
	令和5年6月14日					
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和5年6月14日 午後1時00分				的 野 信 之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和5年6月14日 午後2時13分				的 野 信 之	
出席及び 欠席議員 出席 13人 欠席 0人 欠員 0人	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許 斐 英 幸	出 矢	1 1	栗 田 美 和	出 矢
	2	田 中 二 三 輝	出 矢	1 2	西 藤 典 子	出 矢
	3	星 正 彦	出 矢	1 3	篠 原 哲 哉	出 矢
	4	宇 田 川 亮	出 矢			
	5	野 口 美 恵 子	出 矢			
	6	新 谷 留 晴	出 矢			
	7	的 野 信 之	出 矢			
	8	石 井 大 輔	出 矢			
	9	許 斐 潤 一 郎	出 矢			
	1 0	有 働 徳 仁	出 矢			
会 議 録 署 名 員 議	3	星 正 彦		4	宇田川 亮	

職 出 務 席	議会事務 局長	広 瀬 真 一	出 矢	議会事務 局次長	加 藤 優	出 矢
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町 長	岡 崎 邦 博	出 矢	副 町 長	浅 野 彩	出 矢
	教育長	外 園 哲 也	出 矢	会計課長	武 谷 朋 視	出 矢
	総務課長	高 橋 奈 美 江	出 矢	都市整備 課 長	西 生 卓 矢	出 矢
	福祉人権 課 長	田 鶴 原 竜 二	出 矢	まちづく り 課 長	柴 田 隆 臣	出 矢
	税務保険 課 長	石 田 克	出 矢	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	梶 栗 恭 輔	出 矢
	管財課長	石 田 正 樹	出 矢	上下水道 課 長	神 谷 徹	出 矢
	健康こども 課 長	沼 野 葉 子	出 矢	教育課長	森 永 健 一	出 矢
	住民環境 課 長	大 村 俊 夫	出 矢			
議 事 日 程		別 紙 の と お り				
付 議 事 件		別 紙 の と お り				
会 議 経 過		別 紙 の と お り				

令和5年 第4回 鞍手町議会定例会議事日程

6月14日 午後1時開議

第3号

- 日程第1 議案第36号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第2 議案第37号 専決処分の承認（鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第3 議案第38号 専決処分の承認（鞍手町一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第4 議案第39号 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第5 議案第40号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第1号）
- 日程第6 議案第41号 専決処分の承認（令和5年度鞍手町一般会計補正予算 第2号）
- 日程第7 議案第42号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第43号 令和5年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第44号 財産の取得
- 日程第10 議案第45号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和4年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第46号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく令和5年度固定資産税の課税免除

追加日程第1 発議第1号 鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置

《机上には、配付せず》

令和５年６月１４日　６月定例会議案質疑。

１　出席議員は次のとおりである（１３名）

１番	許　斐　英　幸	２番	田　中　二　三　輝	３番	星　　　　正　彦
４番	宇　田　川　　　亮	５番	野　口　美　恵　子	６番	新　谷　留　晴
７番	的　野　信　之	８番	石　井　大　輔	９番	許　斐　潤　一　郎
１０番	有　働　徳　仁	１１番	栗　田　美　和	１２番	西　藤　典　子
１３番	篠　原　哲　哉				

２　欠席議員は次のとおりである
な　し

～～～～～～～～○～～～～～～～～
——　開議　１３時００分　——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

まず、町長より提出されております議案第４２号の訂正をお手元に配付
していますのでご確認ください。

これより日程に入ります。

日程はお手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第１　議案第３６号専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正す
る条例）を議題とします。

質疑ありませんか。

（４番　宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

具体的な中身について教えてください。

(税務保険課長 石田克己君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長 (石田克己君)

主な改正点につきまして3点ほど申し上げます。

まず1点目が、軽自動車税の環境性能割について現行の税率区分を令和5年12月まで据置き、令和6年1月以降は、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる措置を講ずるための改正です。

もう1点が、電気自動車等を新車で取得した場合における翌年度の軽自動車税の種別割の軽減について適用期限を3年間延長する措置を講ずるための改正です。

もう1点が、令和6年度から、こちらは国税になりますが森林環境税、年額1000円を個人住民税均等割とあわせて賦課徴収をする措置を講ずるための改正となっております。

以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、総務文教委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって、議案第36号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第37号専決処分の承認(鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

質疑はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番 (宇田川亮君)

毎年限度額引上げということですが他対象について教えてください。

(税務保険課長 石田克己君、挙手して発言を求める)

○税務保険課長 (石田克己君)

こちら平成4年度の納税義務者数の数で回答させていただきます。

令和４年度に国民健康保険税の後期高齢者支援金分の賦課限度額を納付された方につきましては、２４名おられます。あと１点が５割軽減、２割軽減、減額対象となる世帯の所得基準引上げに伴い５割軽減世帯は３世帯、２割軽減世帯は７世帯増える見込みとなります。

以上です。

○議長（的野信之君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３７号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、議案第３７号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第３ 議案第３８号専決処分の承認（鞍手町、一般職職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第３８号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第３８号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第４ 議案第３９号こども家庭庁設置設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第 39 号は民生産業委員に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議案第 39 号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に日程第 5 議案第 40 号専決処分の承認(令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 1 号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の 10 ページをお開きください。4 款衛生費について、10 ページから 13 ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8 ページをお開きください。

歳入は一括して質疑を受けします。8 ページから 9 ページまで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 40 号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。日程第 6 議案第 41 号専決処分の承認(令和 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 2 号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の１０ページをお開きください。３款民生費について、１０ページから１１ページまで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。８ページをお開きください。歳入は一括して質疑を受けします。８ページから９ページまで質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま今議題となっています議案第４１号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４１号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第７ 議案第４２号令和５年度鞍手町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。まず、歳出より質疑をお受けします。補正予算に関する説明書の１２ページをお開きください。２款総務費から１０款教育費まで、１２ページから２１ページまで、質疑はありますか。

（４番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

まず、総務管理費。

町有財産の確定測量等の委託料というのが上がっていますが、これがどこの場所なのか。どういう目的なのか教えてくれ。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

委託料につきましては、木月神崎線の測量業務委託であります。

場所につきましては、大字木月字石堀場地内で木月の赤橋から倉坂の方に抜ける道の約５０メートル付近の地点になります。

内容といたしましては、町道と隣接する私有地との境界立会協議に伴い、町道の境界確定のための測量が必要となったものであります。

以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

そうするとこの確定測量で土地を購入するとか売るとかそういったことではなく、境界の確定測量だということによろしいですか。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

購入については今回ありません。確定測量のみということです。

以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

13ページの先ほどの下のコミュニティー助成事業費ってありますが、これの内容を教えてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

まず、コミュニティー助成事業の実施を行っている団体につきましては、一般財団法人の自治総合センターというところが、宝くじの収益金をもとに地域コミュニティーの助成事業を行っておられます。

以上です。

（10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める）

○10番（有働徳仁君）

その事業って期間みたいのはありますか。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

事業の期間は1年度となっております。

毎年、区長会総会で各自治会の区長さんのほうに、こういった助成事業がありますというふうに告知のほうは行っております。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（４番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

同じところですが、このコミュニティー助成事業費これはたしか自治会に250万円上げて、コミュニティーに関するいろんな事業を行うなり、設置、ハードソフト含めてね、をやるということだったのではないだろうかというふうに思いますけども、その辺ちょっと確認させてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

この助成事業につきましては、年間に採択を受けるのが1団体というふうになっております。内容的には議員が申されましたように、自治会のコミュニティー事業で使います。特に、自治会公民館の中で活用いたします。テーブル、椅子、そしてパソコンテレビ、照明器具、放送機器、そういったものが、助成の対象になっております。事業の額でございますが100万円以上250万円未満というふうになっております。

以上でございます。

（４番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

それで今回補正のついた自治会は分かっているのではないのでしょうか。

それも教えてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

令和５年度の採択を受けました自治会につきましては、上新町区が採択を受けております。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

3款民生費です。15ページから社会福祉施設等物価高騰支援金ってありますが、この具体的なその対象となる施設こういった支援が行われるのか教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

今回は、原油価格高騰により負担が生じている社会福祉等に対し光熱費及び送迎の燃料費等の物価上昇分の相当額を支援するものです。

対象施設につきましては、福岡県が実施する社会福祉施設等物価対策支援金事業の対象にならない地域密着型サービス事業者です。

町内ではグループホームが5か所、デイサービスが3か所、居宅介護支援事業所が4か所でございます。

以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

10ページですけど、保育所等給食支援事業補助金とありますけど、これの内容を教えてください。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長(沼野葉子君)

お答えいたします。

こちらは県の補助金でありまして、認定こども園及び保育所等について、副食費、主食費を含む1050円の補助金を交付するものになります。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

これ補助対象者っていうのは職員の方の分も入っていますか。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長(沼野葉子君)

これは通所中の児童1人当たりとなります。

(10番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10番(有働徳仁君)

これは保護者の負担というのは変わらないのでしょうか。

(健康子ども課長 沼野葉子君、挙手して発言を求める)

○健康子ども課長(沼野葉子君)

こちらは物価高騰分の補填の部分となりますので、保護者の負担を増やさないための対策となっております。

以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

15ページですね議案書でいったら住民税非課税世帯に対する臨時交付特別給付金の給付費が出ていますがこれが、何人該当あるのかっていうのをまず教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

今回の非課税世帯の給付対象世帯は2800世帯でございます。

以上です。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4番(宇田川亮君)

給付の方法についてなんですが、こっちが申請してというか対象者が申請して云々という形でしょうか。それとも先に通知を出すのか、もう一つマイナンバーで銀行公金受取の銀行口座の紐づけをした方も中におられるのではないだろうかというふうに思うのですけども、そういう対応はどうなっているのかと併せて教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長(田鶴原竜二君)

対象者には送付いたします。

次のマイナンバーの口座情報については、今回の給付金には使用いたしません。

以上です。

(4 番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

○4 番 (宇田川亮君)

分かりました。マイナンバー銀行口座の紐づけについてはもう今回は行わないということですね。そしたら、通知をして受け取る側は申請をしないとけないのですかそれともいきなり給付されるわけですか。申請をしないと給付が行えないのか。やりとりの仕方ですよ。それをスムーズにぜひやっていただきたいと思います。ではその中身について教えてください。

(福祉人権課長 田鶴原竜二君、挙手して発言を求める)

○福祉人権課長 (田鶴原竜二君)

今回対象者につきましては確認書を送付させていただきます。確認表の中には、前回給付した口座情報について記載をし返送をもって回答とさせていただきます。

以上です。

○議長 (的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(10 番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10 番 (有働徳仁君)

19 ページですけど、水道事業会計補助金とありますけど、これの内容を教えてください。

(上下水道課長 神谷 徹君、挙手して発言を求める)

○上下水道課長 (神谷 徹君)

昨年度も実施いたしましたが、水道料金の基本料金を8月請求分から12月請求までの5か月減免するというものでございます。

以上でございます。

(10 番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○10 番 (有働徳仁君)

その下、宿泊税交付金基金積立金とありますけど、これの内容を教えてください。

(産業振興課長 梶栗恭輔君、挙手して発言を求める)

○産業振興課長 (梶栗恭輔君)

福岡県が宿泊税を導入しております。その分の令和５年度に各市町に対しての交付金の内示が令和５年３月２８日付でありましたので、今回補正予算として計上させていただいております。

以上です。

(１０番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○１０番(有働徳仁君)

２１ページの学校給食支援事業補助金の内容を教えてください。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

こちらは小中学校の給食費の食材上昇分に対する補助金となっております。

以上です。

(１０番 有働徳仁君、挙手して発言を求める)

○１０番(有働徳仁君)

先ほどと内容全体が一緒なのかちょっとお伺いしたいのですが、これは先生たちの分も入っているってことになりますか。

(教育課長 森永健一君、挙手して発言を求める)

○教育課長(森永健一君)

この分に関しては、小学校中学校児童生徒分のみとなっております。

以上です。

○議長(的野信之君)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

歳入は一括して質疑を受けします。８ページから１１１ページまで質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第４２号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４２号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に、日程第８ 議案第４３号、令和５年度鞍手町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第４３号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第４３号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。次に日程第９ 議案第４４号財産の取得を議題とします。

質疑はありませんか。

（２番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○２番（田中二三輝君）

当初予算でこの案件につきましては、２３７７万３０００円が計上されていたと思いますが、差額が１００万３０００円ということになっています。この１００万が結局その当初の登録免許税等に充てられるのかどうか、またこういう特殊な車両なのでそういった経費等がこの程度の金額で足りるのかどうか、ちょっと教えて。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

議案にございます取得価格でございますが、これには車両本体、消費税、

そして納車にかかる経費全てが含まれております。

以上でございます。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

そうしますと取得価格は、本体価格、消費税、そして登録関係の経費全てが入っているとおっしゃいましたよね。そこら辺がちょっとこう、議案の提出の様式の形ですけど、できれば今後そういうのが内容的なものも提案理由の説明のときにでも言っていただくなり、こういった議案の作り方等でちょっと検討していただかないと、受け取る側は分からないので今後検討していただきたいと思いますが、いかがですか町長。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

○町長(岡崎邦博君)

財産の取得、特にこの消防自動車についても過去にも何度か取得をしておりますし、この様式で今までもしてきております。様式としては今までどおりの様式で議案として提案しておりますので、分からないところがあればこういった議案質疑等で質問いただければお答えできると思います。

以上です。

(2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める)

○2番(田中二三輝君)

過去の事案に従っていった形での提案と、今後もそうやっていくのだと。質疑等で答弁させていただきますということですね町長ね。それはそれでいいでしょう。今回は、当初予算のときに、たしか第5分団に配置するっていうふうに聞いていたけども、ほかの分団についてこういった車両の入替えといったようなことが今後の計画として、今あるのかそれとも、そういった分団からの申入れによってやっていくのか。どのようなスケジュールになっているのか教えて。

(まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める)

○まちづくり課長(柴田隆臣君)

今後の更新予定といたしましては、今回の車両以外にポンプ車が4台でございます。今後経過年数も20年を超えてくる車両も出てまいりますので、そのときには有利な財源、そして同一年に複数台の更新とならないようなス

ケジュールで更新を考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（４番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○４番（宇田川亮君）

過去にも、このポンプ車の購入というのがあり、注文して新たにつくり出す、だからこんなに高いっていう、たしか当時そういう答弁があったと思いますが、いまだにそれは変わってないのか。そして例えばこれはもう本当に１０００万を超える高額な購入ということにもなるので、つくるところが一社しかないのか。例えば入札とかいうことが出来ないのか、その辺について教えてください。

（まちづくり課長 柴田隆臣君、挙手して発言を求める）

○まちづくり課長（柴田隆臣君）

まず車両の製造についてなんです、これについては発注を受けてからの製造というふうになります。

以上です。

（管財課長 石田正樹君、挙手して発言を求める）

○管財課長（石田正樹君）

入札につきましては、去る５月２３日に６事業者によりまして指名競争入札を実施しております。

以上です。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています、議案第４４号は、総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第４４号は総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第１０ 議案第４５号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に
基づく令和４年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。ただいま議題となっています議案第４５号は
総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第４５号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。
次に、日程第１１ 議案第４６号鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づ
く令和５年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第４６号は総務文教委員会に付託した
いと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって議案第４６号は、総務文教委員会に付託することに決定しました。
この際、休会についてお諮りします。

○２番（田中二三輝君）

動議

（２番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○２番（田中二三輝君）

発議第１号として、鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会
の設置を求める動議を提出します。

直ちに日程に追加し議題とすることを求めます。

○議長（的野信之君）

ただいま田中議員から鞍手町新庁舎建設及び関連事項に関する特別委員会設置の動議が提出されました。この動議は所定の賛成者がありますので、成立しました。

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会設置の動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることについてご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

ここでしばらく休憩します。

田中議員に申し上げます。配付資料等がありましたら、この休憩の間をお願いします。

—— 休憩 13時38分 ——
~~~~~○~~~~~  
—— 再開 13時47分 ——

○議長（的野信之君）

会議を再開します。

先ほどの田中議員の動議について、議長である私の不手際がありましたので、再度、田中議員の動議について賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

2人以上の賛成がありましたので、この動議は成立しました。

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置の動議を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○2番（田中二三輝君）

発議1号 発議者鞍手町議会議員 田中二三輝 令和5年6月14日

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置を求める動議。上記の動議を地方自治法第115条の2及び会議規則第17条の規定により提出する。

提案理由 鞍手町議会では新庁舎建設特別委員会を令和元年8月26日付で設置していたが、令和5年3月15日付で報告書を提出し、当該委員会を当該特別委員会は解散している。この報告書には、今後も厳しい財政状況が想定されるが、新庁舎建設による住民福祉の向上と継続可能なまちづくりを実現するため残された課題解決に向け継続して調査研究されることを期待する。現在、新庁舎等建設は進んでいるが工事の進捗並びに執行部の様々な方針に対し、議会としても新庁舎の整備に関し、調査及び審査を実施する必要がある。また、新庁舎移転に関連し議会関連施設利用方法等の調査が必要であることから、鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の設置を求める。

設置期間 この特別委員会の設置期間は、新庁舎等建設完了及び関連事項の調査が完了するまでの間とする。委員会構成 この特別委員会は、新庁舎移転後の議会関連施設の利用方法等に関する案を検討し、議長等に提出することから、特別委員会の構成は議長を除く議員12名で構成し、当該委員長及び副委員長は指名推選とする。また、委員長が選出されるまでの仮委員長は発議者が務める。

以上。

#### ○議長（的野信之君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

#### ○4番（宇田川亮君）

特別委員会の設置についてはいいと思うんですが、委員会構成で、議長を除く12名で構成というところまではいいと思うんですが、指名推選するとか、仮委員長発議者が務めるとかというのは、これまでの慣例があるわけで、発議者が務めるとかいうところについてはぜひ削除していただきたいと思います。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

そういうご意見であれば対応はさしていただいて構わないというふう  
に考えます。

○議長（的野信之君）

ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決に移ります。鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特  
別委員会設置の動議に賛成の方は挙手を求めます。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。

よって、鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会設置の動  
議は可決されました。

よって、提案された特別委員会を設置し委員の構成は提案のとおり、議  
長を除く議員12名で構成することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

設置することに決定いたしました。

お諮りいたします。

設置された鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の委  
員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長を除く  
議員12名を特別委員会の委員に指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました議長を除く議員12名を鞍手町新庁舎等建  
設及び関連事項に関する特別委員会の委員に選任することに決定しまし

た。

これより委員長、副委員長互選のためしばらく休憩します。

—— 休憩 13時53分 ——

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長

宇田川議員からのご指摘もありましたが、今回、仮委員長には本会議の中で再年長者の議員ということで西藤議員恐れ入ります。

○12番（西藤典子君）

本日は委員会条例第7条第2項の規定により、年長の私が委員長が互選されるまで臨時委員長の職務を行います。

ただいまから鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会を開催いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

鞍手町新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会の委員長の互選を議題とします。

お諮りします。

委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、指名推選の方法により私から指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、星委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、星議員が当選人と決定いたしました。

これで、臨時委員長の職を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○議会事務局長

星委員、委員長席のほうへお願いいたします。

○3番（星 正彦君）

委員長推薦をいただきました星です。

昨今議会で、この庁舎建設については紆余曲折がありました。しかしようやくスタートしたわけでありまして、先ほど動議の提案説明がありましたが、議会に与えている様々な課題を大きな課題がまだあるというふうに思っております。委員長として全力を挙げて頑張っていきたいと思えます。それでは、日程第2 鞍手町新庁舎建設及び関連事項に関する特別委員会の副委員長の互選を議題とします。お諮りします。副委員長の選挙は指名推選の方法により行いたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

それでは、指名推選の方法により私から指名したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認め、指名いたします。

篠原哲哉議員を副委員長に指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって篠原議員が当選されました。

これで、鞍手町地域新庁舎等建設及び関連事項に関する特別委員会を終了します。これをもって散会します。

~~~~~○~~~~~

—— 再開 14時00分 ——

○議会事務局長

会議を再開します。

委員長、副委員長互選の結果を局長より報告いたします。

○議会事務局長

それでは報告いたします。

委員長 星正彦議員

副委員長 篠原哲哉議員 以上でございます。

○議会事務局長

以上のように決定しました。

この際、休会についてお諮りします。明日１５日から１９日までの５日間は、委員会審査及び休日のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、明日１５日から１９日までの５日間を休会とすることに決定しました。以上をもって本日の日程は全部終了しました。本日はこれをもって散会します。

—— 閉会 １４時０２分 ——

~~~~~○~~~~~